

2016年4月14日 全11頁

地域経済の持続可能性について考える⑨ 再生可能エネルギー（後編）

～再生可能エネルギーの推進と持続的な地域経済への寄与～

経済環境調査部
主任研究員 市川拓也

[要約]

- 再生可能エネルギー（以下、特別な場合を除き、再エネという）によって獲得し得るエネルギーの“地産地消”といった側面は、地域住民に理解されやすいと考えられる。しかし、燃料費が無料でもエネルギーとして活用するためには、当然のことながら費用がかかる。地域外からの設備調達であれば、購入資金は域内循環せずに流出する。
- 再エネ推進はまず国策であるとの認識が必要であり、それを遂行するために、地域が地域活性化を目的として進められるよう国による支援が求められる。再エネ導入と地域経済の活性化は純粋な因果関係にあると捉えるよりも、前者の推進にあたり、同時に後者の推進につながる手法を工夫するものであると言える。
- 再エネの地域にもたらす直接的な経済効果を筆者なりにまとめてみると、i. エネルギーを売却することによる収益の還元、ii. 設備の建設・修繕や材料・資本財の域内調達による波及効果、iii. 分散型エネルギーとしての非常時における安定供給の確保の3点に分けられる。地域にとっては、分散型エネルギーとしての意義たるiii. の側面に価値を見出すことが重要であり、また導入にあたって観光の障害にならないよう配慮が必要である。

3. 再エネと地域経済の持続可能性

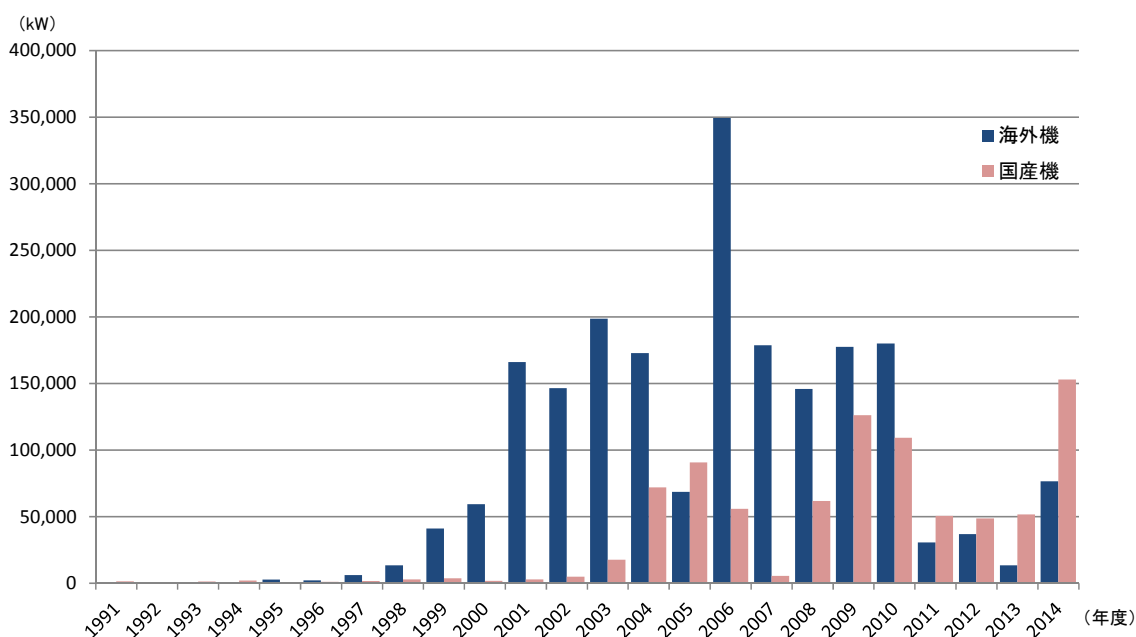
(1) 燃料費ゼロでもコストを要する

再エネによって獲得し得るエネルギーの“地産地消”といった側面は、地域住民に理解されやすいと考えられる。地域で太陽光や風といった“無料”の資源から作られるエネルギーは、エネルギーに変換するまでの費用も概ねゼロであるかのようにイメージしやすいためである。しかし、燃料費ゼロでも当然のことながらエネルギーとして活用するためには費用がかかる。例えば、風力発電を前提として考えれば、燃料費は確かにゼロであるが、風力発電設備の建設

費用や維持管理のための費用を要する。

資源エネルギー庁の資料⁸で2014年における陸上の風力発電コスト(モデルプラント試算結果)を見てみると、資本費を12.1円/kWh(うち建設費10.9円/kWh、固定資産税0.9円/kWh、廃棄費用0.3円/kWh)、運転維持費を3.4円/kWhとしている。LNG火力の資本費が1.0円/kWh、運転維持費が0.6円/kWhであるのと比較すればかなり高額である⁹。再エネ導入について考える際は、燃料費の有無に捉われることなく、全体的なコスト¹⁰を捉える必要がある。

図表5 日本における風力発電設備・導入量の推移(海外機及び国産機)



(注) 2015年3月末現在の累積値より、各年度の値を筆者算出。

(出所) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「日本における風力発電設備・導入実績」より大和総研作成

URL: <http://www.nedo.go.jp/library/fuuryoku/index.html>

図表5は風力発電設備の導入量を海外機と国産機でみたものである。近年では国産機が海外機を上回るようになったが、従来、海外機に依存していたといつてよいだろう。海外機のすべての部品が海外製であるとは限らないが、海外機の購入は海外に資金が流出することを意味する¹¹。海外機であっても地産エネルギーが安定供給を促す点は変わらないが、設備購入資金の海外流出は経済的には原油等燃料費の海外への支払いと変わらないため、海外依存度が高ければ

⁸ 資源エネルギー庁発電コスト検証ワーキンググループ「長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告」(平成27年5月)。

⁹ 電源構成の議論が本稿の目的ではないため、各電源のコスト面の優劣を論ずることはしない。

¹⁰ 再エネ発電のライフサイクルにおける雇用誘発効果の観点では、稗貫峻一、本藤祐樹「拡張産業連関モデルを用いた地熱発電のライフサイクル雇用分析」(日本エネルギー学会誌 Vol.92(2013) No.1 掲載論文)が詳しい。

¹¹ ライフサイクルを通じた再エネ発電における国内外の雇用誘発効果については、松本直也、本藤祐樹「拡張産業連関表を利用した再生可能エネルギー導入の雇用効果分析」(日本エネルギー学会誌 Vol.90(2011) No.3 掲載論文)が詳しい。

再エネ導入による資金流出の抑制効果は損なわれると言える。

地域経済にとっても同様のことが言える。地方に豊富な風力や水力、広大な敷地があるにせよ、地域内で設備を部品から調達し、設置・維持まで完結できないのであれば、資金は域外に流出してしまう。設置後に継続的な雇用創出があれば、地域には人件費の支払いを通じた一定の経済効果が期待できるが、そうした効果があまりなく修繕のための部品も地域外に依存するのであれば、地域内資金循環による経済活性化の効果は非常に限られたものになる。

(2) 現在、稼働している設備は将来に亘って維持できるのか

再エネ導入による地域経済の活性化への効果を考える際に、重要となるのはその効果の持続性である。設置時の単発的な需要のみで終わってしまうのであれば、長期的な経済効果としては通常の交通インフラ整備等の公共工事に及ばない可能性もあるためである。

図表 6 再エネの資金調達方法事例

①域内資金循環	
収益地域内循環モデル「ひがしおうみ市民共同発電所」(滋賀県東近江市)	
資金調達方法	市民の資金協力(1号機のみ約200万円が県の補助金) 1号機:5万円/口×66口 2号機:10万円/口×29口 3号機:15万円/口×108口(第1回募集～第3回募集)
②収益の環境事業への活用	
自治体単独初となるメガソーラー「おおた太陽光発電所」(群馬県太田市)	
資金調達方法	リース方式
③地域ブランドとしての販売	
地熱を利用した野菜の温室栽培(北海道森町・壮瞥町)	
資金調達方法	[森町] 農林水産省「稲作転換特別対策事業」 [壮瞥町] 資源エネルギー庁「地熱水有効利用調査」
④交流人口の増加	
ア) 視察ツアーによる増加	
家中川小水力市民発電所「元気くん」(山梨県都留市)	
資金調達方法	1号:NEDO補助金、市民参加型ミニ公募債、一般財源 2号:(一社)新エネルギー導入促進協議会補助金、ミニ公募債、一般財源 3号:山梨県補助金、一般財源
イ) 環境学習による増加	
未利用資源の活用による「ちちぶバイオマス元気村発電所」(埼玉県秩父市)	
資金調達方法	一般財源 林野庁「強い林業・木材産業づくり交付金」(補助率50%)
⑤環境問題・国土資源管理等への対応	
業界団体主導方式によるバイオマス発電「森の発電所」(岐阜県白川町)	
資金調達方法	林野庁「木質バイオマスエネルギー利用促進事業」(事業費の50%補助) 岐阜県補助(事業費の10%補助) 白川町補助(事業費の約30%補助)

(注)「未利用資源の活用による「ちちぶバイオマス元気村発電所(埼玉県秩父市)」は P.9 表 (No.10) の原文ママ。

(出所) 国土交通省国土政策局「平成 25 年度 再生可能エネルギーの活用による地域活性化に関する調査 事例集」

図表 6 は、前稿¹²図表 3 の地域活性化事例の資金調達方法をみたものである。私募債を活用し

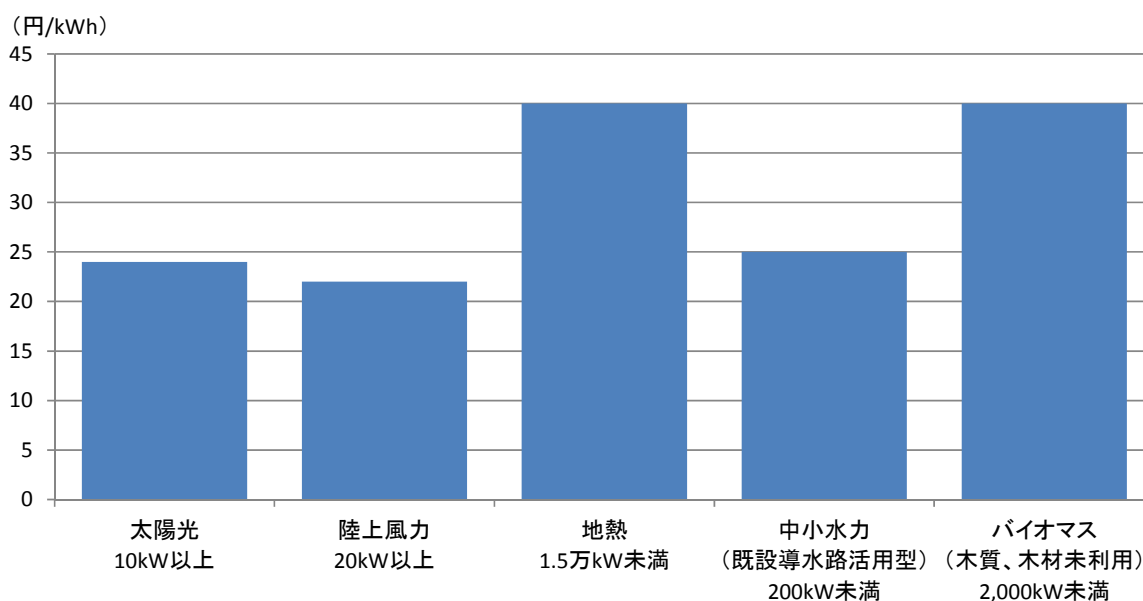
¹² 市川拓也「地域経済の持続可能性について考える⑧再生可能エネルギー(前編) ～再生可能エネルギー導入による地域活性化への期待とギャップ～」(2016年4月4日)。

URL: http://www.dir.co.jp/research/report/esg/esg-report/20160404_010795.html

た①の「ひがしおうみ市民共同発電所」や、売電収入から施設建設・メンテナンス費用等をリース料として支払う②の「おおた太陽光発電所」に見られる資金調達方法もあるが、概して国や自治体の補助金等への依存が大きい。これらの事例をもって全てを説明できるものではないが、多額の初期投資が必要となる発電事業においては公的資金が必要であることは想像に難くない。試験的な試みや再エネ導入に弾みをつけるための誘導であれば支援のための資金が必要となるのは当然である。問題は再エネへの公的資金投入の是非ではなく、公的資金に依存した設備を維持・更新していけるだけの資金を後々まで投入し続けられるのかという点である。

③の森町の事例では「ハウスや熱交換機など、設置から20年以上が経過しているため、設備の老朽化が課題。設備の更新には補助事業が適用されないため、予算的な問題がある。」(図表6出所資料より)とし、⑤の「森の発電所」でも「設置から10年が経過しており、施設の故障が発生している。」(同)としており、これらを含め、当初公的資金を投じて始められた再エネ発電所は、後の国や自治体による継続的な支援の有無が当該事業の存続に多大の影響を与えて得るのではないかと懸念されるところである。

図表7 経済産業省決定の2016年度再エネ買取価格



(出所) 経済産業省ウェブサイトより大和総研作成

また、事業のモデルが現行における再生可能エネルギー固定価格買取制度(以下、FIT制度という)による高額買取を前提としている場合、現行の買取期間終了後も存続できるのかという点も懸念材料となる。図表7は経済産業省が決定した2016年の再エネ買取価格のうち太陽光10kW以上等についての価格をグラフ化したものである¹³。賦課金の負担増ともななって太陽光で

¹³ 経済産業省ウェブサイトにて2016年度の買取価格等の決定が掲載されている(公表日:2016年3月18日)。
URL: <http://www.meti.go.jp/press/2015/03/20160318003/20160318003.html>

は既に価格を引き下げる方向にあるとはいえ、最近の電力取引のスポット価格¹⁴が 10 円/kWh を下回っていることを考えれば、依然として買取価格は高額と言える。仮に高額な買取価格が一時的なものであり、この価格の高さによってのみ成り立つ収益モデルであれば、将来的な更新費用の捻出が可能である保証はない。ようやく普及し始めた再エネ発電が更新し続けられないのであれば、持続可能性に特徴を有するはずの再エネが持続的でないという結果になってしまう。再エネを日本におけるエネルギーの柱のひとつとしていくためには、FIT 制度以外でも導入・更新のインセンティブを見出せる方向にシフトしていく必要があることは言うまでもない。

(3) 国家としての施策と地域活性化

再エネは産油国の動向によらない石油代替エネルギーとして、また時には地球温暖化対策としてのクリーン・エネルギーとして、さら非常時にエネルギー供給が寸断されにくい分散型エネルギーとして有効であることは周知のとおりである。図表 8 は、国の再エネに関する主な施策の変遷である。1997 年の新エネ法制定の後、2003 年に RPS 制度¹⁵による電気事業者への再エネ調達義務化され、2009 年に太陽光発電の固定価格での余剰電力買取制度がスタート¹⁶している。さらに、2012 年 7 月から太陽光等の 5 種類の再エネ電気を電気事業者が固定価格で買い取る制度¹⁷が開始されたというのがこれまでの流れである。

図表 8 国の再エネに関する主な施策の変遷

<p>①補助金による支援(1997年～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(「新エネ法」)制定 ✓新エネルギーの導入事業を行う民間事業者に対し、費用の一部を補助。また、金融機関からの借入に対する債務保証を実施。 ✓新エネルギーの導入事業を行う地方公共団体に対し、費用を補助。 <p>②義務量の枠付け(RPS制度)による支援(2003年～2012年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢2003年 RPS制度開始 ✓電気事業者に、一定量の再生可能エネルギー電気の調達を義務づけ(価格固定せず)。 <p>③固定価格での買取りによる支援(投資回収の見通付与)(2009年～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢2009年 余剰電力買取制度開始 ✓500kW未満の太陽光について、電気事業者に、国が定めた調達価格・調達期間での、再生可能エネルギー電気の調達を義務づけ。 ➢2012年7月 固定価格買取制度(FIT)開始 ✓太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスについて、電気事業者に、国が定めた調達価格・調達期間での、再生可能エネルギー電気の調達を義務づけ。

(出所) 資源エネルギー庁「再生可能エネルギーを巡る現状と課題」(平成 26 年 6 月 17 日、新エネルギー小委員会(第 1 回)資料 3)

¹⁴ ここでは一般社団法人日本卸電力取引所ウェブサイト (URL: <http://www.jepx.org/index.html>) におけるシステムプライスを指す。

¹⁵ 関係する法律: 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (RPS 法)。

¹⁶ 関係する法律: エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律 (エネルギー供給構造高度化法)。

¹⁷ 関係する法律: 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (再エネ特措法)。

2014年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」¹⁸では、再エネを「現時点では安定供給面、コスト面で様々な課題が存在するが、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源である。」と位置付けており、「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」としている。再エネの普及そのものが、国家のエネルギー政策において極めて重要なのである。

2015年7月には経済産業省が「長期エネルギー需給見通し」¹⁹を公表したが、この中で2030年度の電源構成として、再エネについては22～24%程度（地熱1.0～1.1%程度、バイオマス3.7～4.6%程度、風力1.7%程度、太陽光7.0%程度、水力8.8～9.2%程度）という数値が掲げられている。当該見通しの位置付けについては「あるべき姿を示すもの」²⁰としていることから、その状態にすべきものと言える。また、国連の地球温暖化防止の枠組みとの関係において、地球温暖化対策推進本部決定としての「日本の約束草案」（平成27年7月17日）²¹では「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）の水準（約10億4,200万t-CO₂）にすることとする。」としている。再エネの普及は国としての決定事項であり、国際協調の中ではマストとされる事柄であるといえよう。

図表9 地域グリーンニューディール基金概要

基金の名称	地域グリーンニューディール基金
(1)事業実施主体	都道府県(47団体)・政令指定都市(18団体)
(2)予算額等	55,000百万円(平成21年度第1次補正予算)
(3)事業概要	地球温暖化問題等の国全体として重要な環境問題を解決するためには、地域の取組が不可欠であることから、各種の法令等に基づき、地方公共団体に対して、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画や廃棄物処理法に基づく都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画など、様々な計画の策定と取組の推進が規定されているところである。 こうした取組を地域が確実に実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として、国から集中的に財政支援を行う。

(出所) 環境省ウェブサイト

URL: <http://www.env.go.jp/policy/local-gnd/> より抜粋

ただし、再エネを通じた上記目標の達成には、自然の資源を有する“地方”が再エネ普及に

¹⁸ 資源エネルギー庁ウェブサイト参照。

URL: http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/

¹⁹ 経済産業省ウェブサイト参照。

URL: <http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150716004/20150716004.html>

²⁰ 経済産業省「長期エネルギー需給見通し」（平成27年7月）より。

²¹ 首相官邸地球温暖化対策推進本部ウェブサイト参照。

URL: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/index.html>

動く必要がある。国としては自治体や事業者、住民を啓発し、導入のインセンティブを明確にすることが求められる。金銭的インセンティブとしての補助金もそのひとつである。図表 9 は、後に環境省の「再生可能エネルギー等導入推進基金」に活用されることとなる地域グリーンニューディール基金事業の概要である。この中で興味深いのが事業概要部分の記述である。「地球温暖化問題等の国全体として重要な環境問題を解決するためには、地域の取組が不可欠」とし、「こうした取組を地域が確実に実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として、国から集中的に財政支援を行う。」としている。筆者はこの事業概要の解釈を行うものではないが、文面の印象からすると、地域の取り組みを確実に実施するという目的のために国からの財政支援を行うという文脈に、雇用創出と持続可能な地域経済社会の構築という新たに別の目的が挿入されているように見える。

尤も、国策としての再エネ導入に経済と雇用を合わせて推進を図る方法は近年に始まったことではない。例えば、京都議定書受諾決定の 2002 年に見直された際の「地球温暖化対策推進大綱」²²の文中には、「新エネルギーは、その利用形態が分散型となることから、風力発電、廃棄物発電、バイオマスエネルギー等の導入においては地方公共団体や事業者レベルの取組、太陽光発電、太陽熱利用等の導入においては、住宅用等個人レベルの取組が重要になることを踏まえつつ、施策の実施に当たることとする。」と新エネルギーへの取り組みを掲げているが、その前には「新エネルギーは、新技術の開発や新市場の創出を通じて、経済の活性化や雇用創出に資すること等の意義も併せて有している。」と経済活性化や雇用創出に資することも「併せて」持っていることへの言及がなされている。

さらに 2008 年の「京都議定書目標達成計画」（全部改定）²³をみても、「京都議定書の 6%削減約束の達成への取組が我が国の経済活性化、雇用創出などにもつながるよう、技術革新や創意工夫を活かし、環境と経済の両立に資するような仕組みの整備・構築を図る。」とあり、温室効果ガス削減策が経済活性化や雇用創出等「にもつながる」仕組みを求めている²⁴。2009 年 2 月の環境省の検討会²⁵による「低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー普及方策について（提言）」²⁶でも、「再生可能エネルギーを普及させることは、経済の活性化や雇用の促進にも寄与する。」とあり、やはり副次的効果が記されている。

これらからみえてくるのは、国際協調が求められる地球温暖化防止への対応ではあるが、経済活性化等をないがしろにはいけないという姿勢であり、だからこそ経済活性化等に資することも目的とすることが求められるということであろう。従って、再エネ導入と地域経済の活性化は純粋な因果関係にあると捉えるよりも、前者の推進にあたり、同時に後者の推進につ

²² 首相官邸地球温暖化対策推進本部ウェブサイト参照。

URL: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/2002/0319ondantaikou.html>

²³ 首相官邸地球温暖化対策推進本部ウェブサイト参照。

URL: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/index.html>

²⁴ 2005 年策定時の「京都議定書目標達成計画」（首相官邸地球温暖化対策推進本部ウェブサイトに掲載）にも漢字の使用が異なる同様の文章あり。

²⁵ 低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー普及方策検討会。

²⁶ 環境省ウェブサイト参照。

URL: http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mlt_roadmap/comm/com05_h20a.html

ながる手法を工夫するものであると言える。

再エネの普及により低コストで安定的にエネルギーが供給されるのであれば、地域経済にとってプラスであることに間違いはない。しかし、導入の際に自治体が経済活性化を目的として掲げるのであれば、導入結果としての経済効果に住民が落胆することのないよう予想される成果を十分説明することが求められよう。

4. 地域経済の持続可能性を高めるエネルギーとは

(1) 地域経済が再エネに求めるもの

地域経済の活性化とエネルギーの関係について考える場合、地域はエネルギーに何を求めるのかという視点が重要である。再エネはクリーン・エネルギーとしての特徴を有しているが、地域にもたらす直接的な経済効果を筆者なりにまとめてみると、i. エネルギーを売却することによる収益の還元、ii. 設備の建設・修繕や材料・資本財の域内調達による波及効果、iii. 分散型エネルギーとしての非常時における安定供給の確保の3点に分けられる。

エネルギー売却による収益を期待するi.においては、収益とは基本的に売上と費用の差分に過ぎないことから、地域経済に投入できる資金的な規模は限られる²⁷。大きな収益を得るために規模拡大を志向する場合でも、全体の供給力が増す一方、総じて人口減や省エネによる需要減も想定される中で、供給可能な電力が出力制限なしに売却可能なのかという懸念もある。広く需要者を求めることで、価格競争を強いられるとすれば、非再エネ比重が高い発電事業者には敵わないといったことも考え得る。

図表10 分散型エネルギーの意義

- 分散型エネルギーの意義については、エネルギー政策の基本的視点である「3E+S」の観点からは、「非常時のエネルギー供給の確保」、「エネルギーの効率的活用」等が挙げられることが多い。加えて、「地域活性化」、「エネルギー供給への参画」、「系統負荷の軽減」等、分散型エネルギーならではの追加的な意義もあると考えられる。
- ただし、分散型エネルギーには様々な形態があり、形態によって実現できることも異なる点に留意する必要がある。

(注) 下線、二重下線は筆者。

(出所) 資源エネルギー庁「分散型エネルギーについて」(平成27年4月)(総合資源エネルギー調査会 長期エネルギー需給見通し小委員会(第6回会合)資料1)

支出サイドの経済効果であるii.については投入金額が地域内に落ちれば、理論的には大きな効果が期待できるとみることもできる。しかし、そのためには地域内に十分な設備やサービスの供給体制が整備されていなければならない。前述の風力発電でみたように、国全体でも小さ

²⁷ 当然のことながら、補助金等で費用を抑えることができれば、その分収益は大きくなるが、ここでは通常、事業を行う際の原則的な見方を示している。

くない規模で海外に機器を依存していることからすれば、地域レベルであれば通常は大都市の企業に多くを依存しているとみるのが妥当であろう。事業のそのものの直接的な雇用創出効果が限られているならば、労働集約型産業がもたらすような労働者の域内消費を通じた経済効果についても大きな期待を抱くことは困難と言える。

結局のところ地域にとっては、分散型エネルギーとしての意義（図表 1 0）たる iii. の側面に価値を見出すことが重要であろう。東日本大震災クラスの地震に限らず、一時的であってもエネルギー供給が寸断されることはビジネスにとっての大きな打撃となる。地域に立地する企業の事業継続に寄与するということであれば、期待される経済効果として納得性が高い。そうであればこそ、再エネは長期的な視点から計画的に推進されるべきであり、一時的なプロジェクトとして終了するような事業であってはならない。そのためには、多方面からの支援が継続的になされるよう再エネ導入時からしっかりとした理念の確立と地域住民への説明が必要となる。

（２）観光資源か観光の障害か

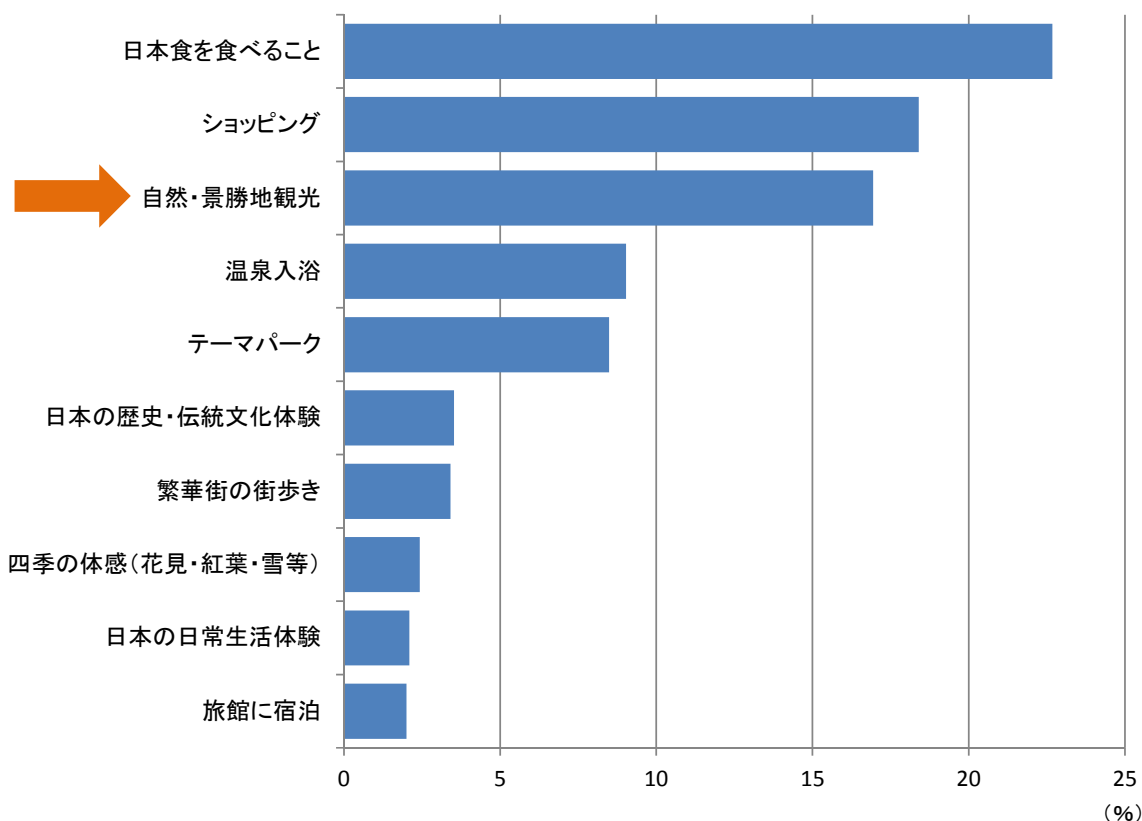
前稿²⁸で言及した事例集には、都留市「元気くん」の視察者数について「2012 年度に 174 件(2300 人)」との記載がある。このように再エネ設備を目的として訪問者が集まるようになれば、地域活性化をもたらす立派な観光資源となる。訪問者の増加は交通機関や宿泊施設、飲食店への支払いや土産品の購入を通じ、地元へ資金が落ちるとともに波及効果も期待できる。昨年度（2015 年度）、政府（7 府省）のバイオマス産業都市に選定された宮城県大崎市²⁹ではエネツーリズムにも取り組んでいるようであるが、こうしたツーリズムと再エネの結びつきは再エネ導入の意義を高め、住民からの長期的な支援にもつながる可能性もある。

他方で、再エネの導入は従来の自然環境を損ね、地域の観光産業に打撃を与えるリスクもある。地方観光にとって自然は重要な要素であり、訪日外国人を惹き付ける大きな誘因になっている（図表 1 1）。2016 年 2 月に取りまとめられた経済産業省の「再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会 報告書」では、「急増している太陽光発電については、防災上の懸念や景観等を巡る地域住民とのトラブル」についての記述があり、「FIT 法においても、土地利用規制等の遵守状況を確認するとともに、認定情報を公表することや適切な形で地方自治体に提供できる仕組み（10kW 未満の太陽光発電設備は対象外）を整備することが適切」としている。また、2015 年 2 月の環境省自然環境局「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」では、「自然公園内の展望地からの眺望を阻害するおそれ」が指摘されている（図表 1 2）。再エネ導入の際、地域経済に逆効果となることのないよう観光資源の保全には細心の注意が必要である。

²⁸ 脚注 12 に同じ。

²⁹ 当該選定結果の詳細については、以下の農林水産省ウェブサイト参照。
URL: <http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/bioi/151030.html>

図表 1 1 訪日外国人の訪日旅行に対する期待（選択率）



(注)「観光・レジャー目的」における「訪日前に最も期待していたこと（単一回答）」の上位 10 位以内のみとした。

(出所)観光庁「訪日外国人消費動向調査 集計表」(平成 27 年(2015 年) 暦年(1-12 月期))より大和総研作成

図表 1 2 国立・国定公園における大規模太陽光発電施設に関する景観保全上の課題

景観の保全上の課題

- ・大規模太陽光発電施設は面積が広大なため、自然公園内の展望地からの眺望を阻害するおそれがある。
- ・景観の特性上、定量的な基準のみに依存するのは難しい面がある。
- ・公園利用者が大規模施設としての景観をどのように認識するかという観点も含め基準を整理する必要がある。
- ・発電施設としての用途を終えたのちに、撤去等の適切な措置が行われず、大規模な施設が放置されることで、風致上の懸念を生じさせる恐れがあり、対策を検討しておく必要がある。

(出所)環境省自然環境局「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」(平成 27 年 2 月)

(3) 持続的な取り組みに

国民に芽生えてきた再エネ、自然エネルギーなどへの関心の高まりは、今後のエネルギー政策や環境政策において非常に重要である。再エネ推進は自然や環境の理解を促す点で教育上も大切であり、だからこそ、昨今の盛り上がりは単発で終わってはいけない。電源によっては雇

用吸収力が低いものもあろうが、人口減少社会にあつて雇用創出効果による一方的な評価はあまり有効とはいえない。また地域によって導入目的も多様であることから、“経済効果”が即座に得られないことを理由に再エネ導入・拡大が否定されるものでもない。前述のとおり、そもそも再エネは国の施策において求められているものであり、地域活性化も同時に追求していく中で適正な水準にまで普及を推し進めるものである。

再エネが有する“地域分散”による安定供給の側面からすれば、一部の地域のみが再エネ比率を完全自給できるまでに引き上げることよりも、幅広い地域で少量でも再エネ導入に取り組むことの方が重要であろう。その意義づけも直接的な経済効果ばかりではなく、多様なものがあつてよい。こうしたことを踏まえれば、これからの地域における再エネ推進については、他のエネルギーとのバランスを踏まえつつ、地域経済を巡る仕組みの中にしっかりと根付かせていくことを優先に考えるべきであろう。